

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名：	立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業
団体名：	更生保護法人日本更生保護協会
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第30条(第38条・第39条)	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第15条、規則第3条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第15条、規則第3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第15条、規則第4条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第30条、第14条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第18条、規則第7条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第21条、規則第12条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款・評議員規則	定款第30条、第18条、規則第7条	
● 理事会の構成					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第6条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第38条・第39条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款15条、規則第3条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款15条、規則第3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款15条、規則第4条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第14条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款第18条、規則第7条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款第21条、規則第11条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款・理事会規則	定款第18条、規則第6条、第7条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3条から第6条、別表	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第8条	
● 役員及び評議					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第12条、第30条	
(2)報酬の支払い方法			(非該当)		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	定款・倫理規程	定款第18条、第30条、規程第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン・倫理規程	規程第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程・理事会規則・審査会議規則・専門家会議規則	倫理規程第5条、第6条・理事会規則第6条、審査会規則第3条、専門家会議規則第2条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程・役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	倫理規程第6条、役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程第3条、第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条・第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	一般の職員の給与に関する法律	第5条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	一般の職員の給与に関する法律	第3条・第6条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務局規程・職務権限規程・文書保存規程	事務局規程第5条、第6条、職務権限規程第4条～第6条、文書保存規程第11条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書保存規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書保存規程	第2条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第3条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第10条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条～15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第4条・規程第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第3条・規程第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第15条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	更生保護事業法・更生保護事業会計基準・経理規程	事業法第52条、基準別表、経理規程第3条、第7条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第15条～第18条
(6)収支予算		公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第2章、規程第11条～第13条
(7)決算		公募申請時に提出	更生保護事業会計基準・経理規程	基準第3章、規程第26条～第30条

更生保護法人日本更生保護協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、更生保護法人日本更生保護協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番9号に置く。

2 本会は、必要と認める地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、更生保護事業法第2条第4項に規定する連絡助成事業を行い、更生保護に関する事業の充実発展に寄与することにより、社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の連絡助成事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 犯罪者の改善更生に関する調査研究
- (6) 更生保護事業従事者の指導育成及び顕彰
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上25人以下
- (2) 監事 3人

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、2人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第6条 理事及び監事は、評議員会の議決により、理事長が委嘱する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事のうちには、それぞれの監事について、その親族その他特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 5 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 6 監事は、評議員又は本会の職員を兼ねることができない。

(理事長及び理事の職務)

第7条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 本会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本会を代表する。

(監事の職務)

第8条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員の場合の処置)

第10条 役員辞任又は任期満了によってその定数を欠くに至ったときには後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第12条 役員は、無給とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第13条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、理事長の定めた職務に従事する。

第4章 理事会

(付議すべき事項)

第14条 理事会には、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を付議する。

- (1) 更生保護事業の認可に係る事項の変更に関する事項
- (2) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担に関する事項
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

(招 集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事に対して、その通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第17条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議 決)

第18条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、理事総数の過半数をもって決する。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決)

第19条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(書面による議決)

第20条 理事長は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その

旨を付記すること。)

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が、署名または記名・押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第22条 本会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、26人以上30人以下の評議員をもって組織する。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。

(評議員会の権限及び評議員の職務)

第24条 評議員会は、この定款に別に定める権限を有するほか、本会の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。

(付議すべき事項)

第25条 評議員会には、この定款に別に定める事項のほか、本会の業務に関する重要な事項その他理事長が必要と認めた事項を付議する。

(監事の請求による評議員会の招集)

第26条 理事長は、第8条第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示して評議員会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議 決)

第29条 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決する。

(準 用)

第30条 第6条第3項、第9条から第12条まで、第15条、第18条第2項及び第19条から第21条までの規定は、評議員及び評議員会について準用する。この場合において、第6条第3項、第15条第3項、第18条第2項、第19条及び第21条第1項第3号中「理事」とあるのは「評議員」と、第9条から第12条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第15条、第18条第2項及び第19条から第21条までの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、第15条第2項中「理事総数」とあるのは「評議員総数」と読み替えるものとする。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第31条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会及び評議員会の議決により理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に答える。
- 4 顧問及び参与は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

第7章 会 員

(会 員)

第32条 本会に、会員を置く。

- 2 会員は、正会員及び賛助会員とし、理事会で議決した金額の会費を支払うものとする。
- 3 正会員は、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護婦人会員、BBS会員、その他更生保護に関する事業に従事するもので、理事会の承認を得たものとする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し本会を援助する者で、理事会の承認を得たものとする。
- 5 会員は、本会の刊行物の無料配布又は実費配布を受けることができる。
- 6 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の

報告を受ける。

(会員資格の喪失)

第33条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を継続して3年以上納入しないとき。
- (4) 会員としてふさわしくない行為があり、理事会の議決により除名されたとき。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、基本財産及び通常財産で構成される。

2 基本財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 別紙基本財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 基本財産に繰り入れることを理事会で議決した財産

3 通常財産は、基本財産以外の資産で構成される。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、費消し、貸し付け、担保に供し、通常財産に繰り入れ、又は廃棄する等の処分をすることができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、第45条第1項の手続を経て、それらの処分をすることができる。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預貯金、信託会社への信託又は国債、公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(特別会計)

第37条 本会は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理

事長が作成し、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。会計年度の途中でこれを変更する場合も同様とする。

(事業成績書及び収支決算書等)

第39条 本会の事業成績及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長が作成し、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決を経、監事の監査を受け、評議員会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越す。ただし、理事会の議決により、その全部又は一部を基本財産に繰り入れることができる。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借り入れその他新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

第9章 収益事業

(収益事業の種類)

第42条 本会は、更生保護事業法第6条の規定により、次の収益事業を行う。

- (1) 更生保護に関する図書、雑誌の出版業の経営
- (2) 更生保護事業の啓発のための物品販売業の経営
- (3) 土地、建物貸付業の経営
- (4) 駐車場業の経営

(収益事業の収益の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、本会が営む更生保護事業に充てなければならない。

(収益事業の重要事項の決定等)

第44条 収益事業の運営に関する重要な事項は、理事会における理事総数の

3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。
ただし、定款の変更を伴う場合は、第45条の手続による。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更するとき（更生保護事業法第27条第1項に規定する法務省令で定める事項に係るものを除く。）は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の法務省令で定める事項に係る定款の変更をするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

(解散)

第46条 本会は、更生保護事業法第31条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 更生保護事業法第31条第2項の認可又は認定を受けようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、更生保護事業法第45条の認可を受けて更生保護事業を営む法人に寄附する。

(合併)

第48条 本会が合併しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決を経、かつ、法務大臣の認可を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して

行う。

第12章 雑 則

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の組織変更当初の役員は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長	瀬戸山 三 男
副理事長	木 藤 繁 夫
常務理事	宮 野 修 男
理 事	神 谷 尚 男
同	安 原 美 穂 二
同	高 瀬 禮 二 宏
同	前 田 順 豊
同	中 川 仁 八 郎
同	武 田 外 四 一
同	花 村 榮 一 臣
同	平 岩 眞 宜 慶
同	寛 山 下 野 幸 一 郎
同	山 塩 澤 昌 司
同	吉 岩 田 正 明
同	川 俣 條 伸 一 郎
同	東 則 定 谷 利 幸 男
同	則 俵 磯 濱 崎 井 田 憲 義
監 事	同 同

- 2 この法人の組織変更当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、組織変更の日から平成10年3月31日までとする。
- 3 評議員は、平成8年5月31日までに、理事会で選任するものとし、その任期は、第30条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 4 役員の選任に関する事項は、第6条第1項の規定にかかわらず、組織変更の日から評議員が選任されるまでの間、理事会の議決により、決定するものとする。
- 5 前項の場合を除き、この定款において評議員会の議決を要するとされている事項は、第11条、第31条第2項、第38条、第39条、第41条、第44条、第45条、第46条第2項、第47条及び第48条の規定にかかわらず、組織変更の日から評議員が選任されるまでの間、各条の理事会における議決のみにより、決定するものとする。
- 6 この法人の組織変更の日の属する年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 7 この法人の組織変更当初の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、組織変更の日から平成9年3月31日までとする。

附 則

改正後の定款は、平成8年6月28日から施行する。

(平成8年6月28日改正)

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号
更生保護法人日本更生保護協会

会社法人等番号	0110-05-000681	
名 称	更生保護法人日本更生保護協会	
主たる事務所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号	
法人成立の年月日	昭和14年12月2日	
目的等	目的及び業務 目的 更生保護事業法第2条第4項に規定する連絡助成事業を行い、更生保護に関する事業の充実発展に寄与することにより、社会の福祉に貢献することを目的とする。 業務 本会は、前記の目的を達成するために、次の連絡助成事業を営む。 (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成 (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成 (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成 (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動 (5) 犯罪者の改善更生に関する調査研究 (6) 更生保護事業従事者の指導育成及び顕彰 (7) その他前記の目的を達成するために必要と認める事業 収益事業 本会は、更生保護事業法第6条の規定により、次の収益事業を行う。 (1) 更生保護に関する図書、雑誌の出版業の経営 (2) 更生保護事業の啓発のための物品販売業の経営 (3) 土地、建物貸付業の経営 (4) 駐車場業の経営	
役員に関する事項	理事長 米倉弘昌	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 5月25日登記
		平成30年11月16日死亡
		平成31年 1月21日登記

	理事長 榊原定征	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月21日登記
	理事長 榊原定征	令和 2年 4月 1日重任
		令和 2年 4月 7日登記
	理事長 榊原定征	令和 4年 4月 1日重任
		令和 4年 5月31日登記
資産の総額	金66億3784万4212円 平成30年 3月31日変更	平成30年 6月 6日登記
	金58億9010万3769円 平成31年 3月31日変更	令和 1年 5月30日登記
	金58億5765万6975円 令和 2年 3月31日変更	令和 2年 5月29日登記
	金58億5618万4193円 令和 3年 3月31日変更	令和 3年 5月27日登記
	金58億8312万7775円 令和 4年 3月31日変更	令和 4年 5月31日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 1月24日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年 6月13日
東京法務局渋谷出張所
登記官

神 田 正 廣

